

麻績村国土強靱化地域計画

令和2年10月

目次

(頁)

第1章	はじめに	1
第2章	国土強靱化地域計画の基本的考え方	2
第3章	地域の特徴	4
第4章	国土強靱化の推進目標	8
第5章	脆弱性評価	9
第6章	脆弱性分析・評価の結果	13
第7章	国土強靱化の推進方針	15
第8章	推進施策と重点化	20
【別紙1】	「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	21
【別紙2】	施策分野ごとの脆弱性評価結果	33

(参考) 国土強靱化地域計画対象施策(事業)一覧表

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大災害を経験し、また近年は、気候変動等に伴い、ここ麻績村においても、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が発生しています。

また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があり、麻績村においても東海地震、東南海・南海地震等の被害が予想されていることや東日本大震災、及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められています。

このため、国では平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成26年6月には、同法に基づき、「国土強靱化基本計画」を策定した。また、長野県では、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」を策定しています。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、村民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、麻績村においても、国や県などと連携して強靱化の取組みを計画的に推進すべく、麻績村国土強靱化地域計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定したものであり、麻績村の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

また、「第6次麻績村振興計画」及び「麻績村地域防災計画」、「第2期長野県土強靱化計画」に係る諸計画との連携を図るものとします。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、必要に応じ随時改定するものとします。

第2章 国土強靱化地域計画の基本的考え方

1 基本的な方針等

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、東日本大震災や令和元年台風19号災害などの災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

なお、村民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、糸魚川―静岡構造線断層帯の地震等が発生すれば、本村に甚大な被害をもたらすことが予測されることから、本計画では、まずは大規模な自然災害を対象として国土強靱化に向けた取組みを総合的に推進することとします。

(1) 国土強靱化地域計画の取組み姿勢

激甚化する土砂災害・風水害、予想される巨大地震に対し、国、県、近隣市村等との一層の連携強化を図るとともに、村民等への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクから、村民の命を守り被害を最小限に抑えるため、本村の特性に合ったハード・ソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、行政と村民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

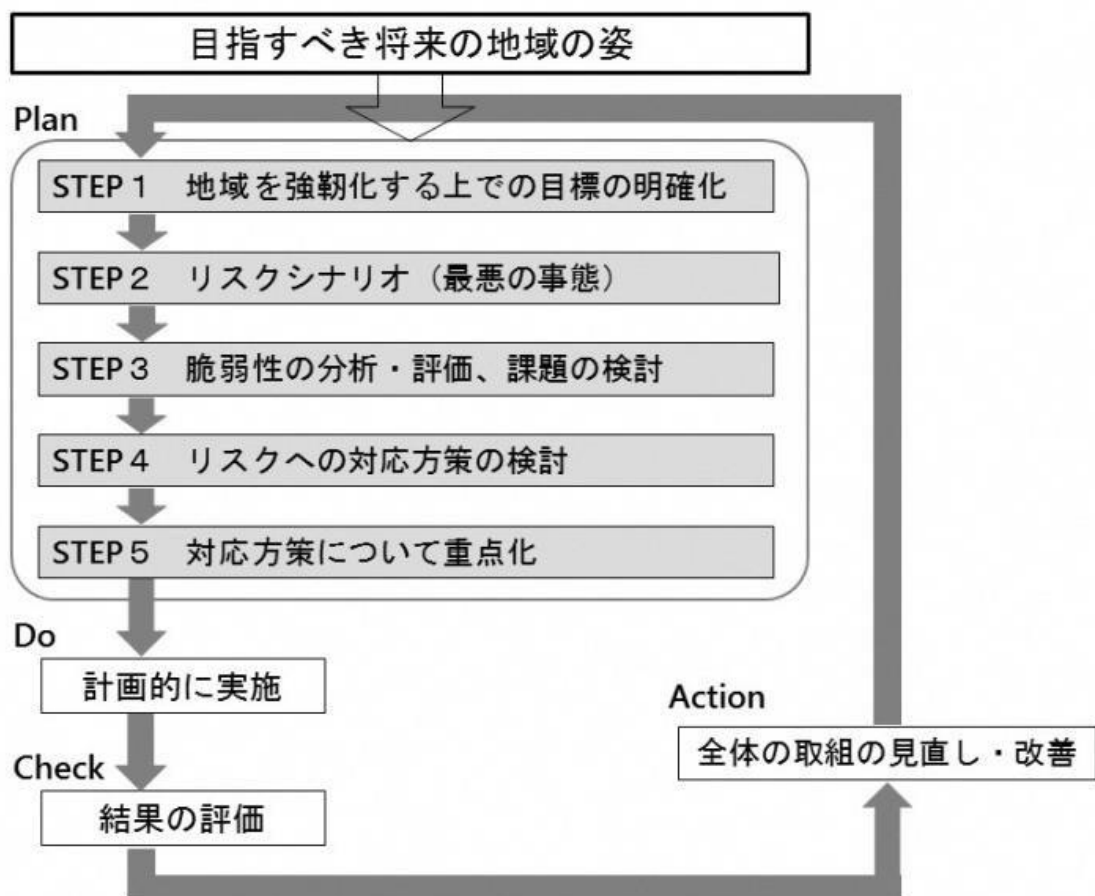
(3) 効率的な施策の推進

- ① 少子化、高齢化への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、計画的な行政の推進と効率的な財政運営に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

2 基本的な進め方

本計画は、目指すべき目標を明確にし、設定したリスクシナリオ（最悪の事態）に対して現行施策のどこに問題があるのかを知る脆弱性の評価を行うとともに、その結果に基づき対応策を考え、重点化を行うという流れで策定することとします。

計画策定後は、進捗管理（P D C Aサイクル）を行う中で必要に応じて計画を見直すこととします。



第3章 地域の特性

1 地域の特性

麻績村は長野県の中央部、東筑摩郡の北部に位置し、境を筑北村、長野市、そして千曲市に接し、東西に 9.42 km、南北に 7.94 km のほぼ三角形を成し、総面積は 34.38 km²、うち山林・原野は約 8 割を占めています。

麻績村を囲むように位置する北端の聖高原、南端の四阿屋山、東端にある一本松峠などはいずれも 1,000m を超える山岳地帯で、これらを集水域とする一級河川の麻績川が名勝差切峡・山清路に向かって西流し、この麻績川流域の平たん地と西南に傾斜する山麓地帯とで村が形成されています。

地質は、新第三紀層が広く分布し、堆積岩類には著しい褶曲や大規模な断層が発達し、麻績村から筑北村坂井地区にかけて堆積岩類に加えて多量の火山岩類も分布、北部フォッサ・マグナのいわゆる中央隆起帯と西部堆積区との二つの異なる構造区の境に当たり、複雑な構造をもつ地域です。

標高は 580m～1,447.6m で、標高差 867.6m に及び、平たん部は中央部の標高 600 m 地帯にわずかに形成され、集落と農地がこの平たん部と南斜面に主に形成されています。

昭和 30 年代後半から聖高原一帯に麻績方式（地上権分譲方式）による別荘地開発が行われ、行政区は 25 存在し、急しゅんな山間部にも住民が生活しています。

2 気 候

本村は、典型的な内陸性気候で気温の日較差（10℃以上）や年較差（26℃以上）が大きく、年平均気温は 11.3℃、年間降水量も 1,000 mm 弱と少なく、県内有数の寡雨地域である上田・千曲地方に次いで年間降水量が少ない地域となっており、空梅雨や晴天が続くと干ばつの被害もしばしば発生しています。村の北側にそびえる聖山・聖高原・冠着山は、脊梁山地となり北西季節風を遮るため、降雪量、積雪量ともに少なく、聖山山麓に南面する高原状の土地は、年間日照時間 2,500 時間を超え県内でも長時間に属します。

ただし、高冷地では放射冷却による晩霜や放射霧などの現象もみられます。

3 人 口

人口動態は村の発展の指標となり、将来の動向を見極める重要な要素です。本村の人口推移は合併当時の昭和 31 年には 5,000 人を超えていましたが、平成 27 年の国

勢調査では2,788人と大幅に減少しました。世帯数は1,001世帯で、1世帯当たりの人口は2.8人と、減少傾向となっています。

出生率は、昭和57年以降ほぼ横ばい状態が続きましたが、平成27年の国勢調査では大きく減少しました。死亡率は出生率を上回る数字で年々上昇傾向にあり、平成27年の高齢化率は43.4%と高く、特に、山間部などでは高齢化家庭も少なくありません。

平成3年位までは、転出者が転入者を常に上回っていましたが、若者定住促進住宅整備、住宅団地の造成、長野自動車道麻績インターチェンジの開設などが人口流出に歯止めをかけ、ここ数年は転入者数が転出者数を上回っています。

また、聖高原の“森と湖のハイランドゾーン”、旧麻績宿を中心とした“歴史探訪ゾーン”、日向地区の“ふるさと体験ゾーン”などは観光客でにぎわう場所であり、村内の人口は相対的に変動していることも念頭におく必要があります。高齢者や観光客等、要配慮者に対する防災上の配慮が、より求められる状況となっています。

4 自然条件にみる災害の要因

本村は、急しゅんな地形と高低差のある地理的背景から、集中豪雨に見舞われた際の河川の決壊や溢水による沿岸の被害、急傾斜地周辺の地すべり、土石流等の発生の危険性があります。

また、約68%を森林が占める山林地帯であり、他地域に比べ森林面積に占める保安林の率は高いとはいえ、近時における山林の荒廃は豪雨時の貯水機能を低下させており、水害の要因ともなりやすい状況になっています。

大規模な直下型地震発生時には、地滑りが発生し道路寸断により孤立する危険性のある地域や観光客など訪問客も多く、災害への素因が常に内在しています。

特に、災害として次に掲げる要因によるものが考えられます。

ア 地震

昭和51年から55年にかけて起こった群発地震、昭和59年の長野県西部地震及びそれ以降の小規模な地震と内陸性の地震は多数発生しています。とりわけ、昭和59年に発生した木曾郡王滝村を中心とした長野県西部地震の被害は14もの市町村に及び、各所で土砂崩れが発生し29人が死亡するなど、甚大な災禍をもたらしました。また、空前の被害を及ぼした阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災が示したように不測の事態も懸念されます。

本村における地質を構造的にみると、野間背斜付近の基盤に松本ー長野線（北部フォッサ・マグナの構造区分）が推定され、これより東が中央隆起帯に、

西が西部堆積区の込地堆積盆に相当し、竹場向斜、野間背斜、倉掛断層、野間断層、市野川断層に規定されており、活断層研究会によると、市野川西方には小断層が多数発達していることから、今後はさらなる検討が必要です。

イ 流出土砂による影響

本村は砂礫地帯が多く、降雨等により土砂が流出することにより河床上昇し、河川氾濫・決壊などの洪水が発生する危険性を有しています。

ウ 地形の特異性及び局地性による災害の危険性

村内複数地域で地すべり危険箇所が指定されており、地滑り災害が懸念されています。また、梅雨や台風などによる集中豪雨時には、河川氾濫及び麻績川決壊が懸念されています。

エ 急こう配河川（土石流危険溪流）

本村には土石流危険溪流が48箇所あり、土砂堆積による河床上昇がみられるため、豪雨時には周辺集落で被害が予想されるため、その対策が必要です。

オ 急傾斜地帯

急傾斜地崩壊危険箇所に43箇所指定されており、降雨に対して非常に弱く、被害が予想されるため、その対策を講ずる必要があります。

カ 地すべり危険箇所

軟弱な地盤により、豪雨時には地すべりの危険性のある地域があります。

キ 山腹崩壊及び土砂流出

山腹崩壊危険地区4箇所と崩壊土砂流出危険地区15箇所があり、崩落土砂等が河川を埋め、洪水が発生する、あるいは道路が寸断される等の危険性を有しています。

ク 重要水防区域

水防上特に警戒を要する所が6箇所あり、降雨の際には被害が予想されます。

ケ 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあります。水害の直接の要因となります。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく、警戒を要します。

コ 台風の進路による影響

長野県の位置と地形により、台風の接近・通過は各所により風水害をもたらします。

長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の四つのコースに分けられます。

(ア) 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらします。

(イ) 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となります。

(ウ) 県の東側に接近して北上する場合

県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくします。

(エ) 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらします。

サ 山林火災

林野面積が広大なことから、当村では過去にも大きな山林火災を経験しており、今後も林野火災の発生が予想されます。

シ 高冷地帯

内陸性気候で標高が高い本村では、主に山間部において農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害及び低温障害等の被害が発生しやすくなります。

第4章 国土強靱化の推進目標

1 基本目標

麻績村の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるよう、安心安全な地域社会を構築し地域活性化を図るため、以下の4項目を基本目標として麻績村国土強靱化計画を推進します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 村民及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要となる、「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定しました。

いかなる大規模自然災害等が発生した時でも

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 救助・救援、医療活動等が迅速に行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保すること
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- (5) 生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- (6) 制御不能な二次災害を発生させないこと
- (7) 観光地や文化財が保全されること

第5章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

平成 26 年 6 月 3 日に内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。

本村の脆弱性を分析評価することにより、次の事項について把握することとします。

① 脆弱性確認・共有

脆弱性評価により現状を把握し、大規模災害に対しての課題・弱点など、地域における脆弱性を分野別に改めて見直すことにより、取組みの必要性を共有することとします。

② 重点化・優先順位の確認

脆弱性評価により、地域特性に応じた危険性及び緊急度を、客観的に重点化・優先順位付けを明らかにします。

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の認識

自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、事前防災及び減災のための取組みを一体的に推進します。

2 想定するリスク

村民生活に影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、大規模自然災害に対する評価を行うこととします。具体的には、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価において今後 30 年以内の発生確率を 13-30 %程度としている「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震による災害」及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害を主なリスクとして想定しました。

3 起きてはならない最悪の事態（事前に備えるべき目標）

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を、本村の特性を踏まえて次のとおり設定しました。

- (1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生
- (2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- (3) 異常気象等による住宅地等の浸水
- (4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (6) 災害弱者への支援遅延による死傷者の発生
- (7) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- (8) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- (9) 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
- (10) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
- (11) 被災地における疾病・感染症等の集団発生
- (12) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- (13) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- (14) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (15) 簡易水道等の長期間にわたる供給停止
- (16) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- (17) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (18) 住宅地での大規模火災の発生
- (19) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- (20) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (21) 道路等基幹インフラ災害等の復旧・復興を担う体制の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (22) 農業用排水路、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (23) 観光地等の被災による、観光客等の死傷者の発生
- (24) 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

4 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を回避するための個別施策を抽出し、その進捗状況の把握と課題を分析して「最悪の事態」ごとに取りまとめました。

課題の分析を行い、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、指標のうち特に重要と思われる指標については、重点業績指標（K P I）として設定しました。

5 施策分野ごとの評価

「最悪の事態」ごとに取りまとめた、分析・評価、課題等を踏まえ、それを改めて以下に掲げる分野ごとに脆弱性の評価を整理しました。

(1) 個別施策分野

- ア 行政機能（消防・防災）
- イ 住宅・環境（地域）
- ウ 健康・医療・福祉
- エ 道路・交通・土地利用
- オ 経済
- カ 教育・文化

(2) 横断的分野

- ア リスクコミュニケーション
- イ 老朽化対策

起きてはならない最悪の事態

参 考

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I 人命の保護が最大限図られる。	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II 村民及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 大規模自然災害発生直後から救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	2-1	災害弱者への支援遅延による死傷者の発生
		2-2	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救援活動の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症等の集団発生
III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る。	5-1	簡易水道等の長期間にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-3	地域交通ネットワークが分断する事態
6 制御不能な二次災害を発生させない。	6 制御不能な二次災害を発生させない。	6-1	住宅地での大規模火災の発生
		6-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	道路等基幹インフラ災害等の復旧・復興を担う体制の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-5	農業用排水路、ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7 大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される。	7 大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される。	7-1	観光地等の被災による、観光客等の死傷者の発生
		7-2	後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

第6章 脆弱性分析・評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性分析評価結果は【別紙1】に、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は【別紙2】のとおりであり、これを踏まえた脆弱性評価結果のポイントは、次のとおりです。

1 ハード・ソフト対策の取組みと重点化

大規模自然災害から村民の命を守り、被害を最小限にするため、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、インフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハードによる対策と、自主防災組織の育成、災害時住民支えあい台帳（マップ）作成推進、防災訓練・防災意識の啓発などソフトによる対策を組み合わせることが重要です。

今後、更に効率的・効果的なものとするため、最新の情報を踏まえ、長期的な視野のもとで施策の重点化を図り、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要です。

2 行政機能や経済活動の機能維持に向けた取組み強化

大規模自然災害時に行政機能が被災すると、その後の災害応急対策などへの影響は甚大です。行政機能喪失を防ぐため、建物の耐震化、非常用電源確保、情報伝達システム、住民情報のバックアップシステム確保など、業務継続計画による施策を推進する必要があります。

また、ライフライン（電気、通信、ガス、水道）の被災リスク軽減など、経済活動の機能維持に向けた一層の取組み強化が必要です。

3 横断的な取組みと関係機関等との連携

国土強靱化の取組みは多岐にわたり、効果的に施策を実施するためには、庁内一体的となった取組みを推進することが必要です。

また、国、県、広域連合等関係機関と十分な連携や情報共有を行うとともに、民間事業者や村民と連携・協力しながら強靱化の取組みの輪を広げていくことが必要です。

4 文化財等の保全

麻績村は、自然環境や歴史・文化に恵まれています。大規模自然災害のリスクから歴史、文化や豊かな自然環境を守り、次代に繋いでいくための施策を推進し、強靱化の取組みを進める必要があります。

第7章 国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた施策分野ごとの推進方針は、次のとおりとします。

1 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能（消防・防災）

- 業務継続計画、受援計画、災害廃棄物処理計画など必要な計画・マニュアルを作成し、訓練を実施するなど体制整備、計画・マニュアルの見直しを行い、非常時の業務継続体制強化を図ります。 【各課】
- 災害対応の拠点となる公共施設の非常用電源設備整備や耐震化、老朽化改修整備の検討を進めます。 【総務課、教育委員会】
- 災害時に必要となる備蓄倉庫や拠点施設などを整備するとともに、災害時に必要となる備蓄品の整備も進めます。 【全課】
- 安否確認や罹災証明書交付等の災害応急対策、復旧対策に必要な住民情報等のバックアップ、非常時のシステム稼働方法について委託業者と連携し、今後も活用できる体制整備を進めます。 【総務課、住民課、振興課】
- 村民への情報伝達手段確保のため、移動系防災行政無線の更新や多様な情報発信手段の検討を進めるとともに、村民が災害時に適切な避難行動がとれるよう広報の方法や訓練の充実を図ります。 【総務課、村づくり推進課、住民課】
- 消防団員の確保に努めるとともに、消防設備・装備品や消防車両の充実を図る必要があります。 【総務課】
- 村民が避難しやすい環境を整備するため、一次避難所として地区公民館 21 か所を新たに加え、非常用小型発電機の配備などを進めてきました。今後は訓練や広報などを通じ避難所として運営できる体制の充実を図ります。 【総務課、住民課】
- 災害発生時等非常時には「自助」、「共助」、「公助」により対応することが必要です。自主防災組織による一次避難所運営が出来るよう体制構築を進めるため、訓練の実施や活動支援体制を進める必要があります。また、防災マップ及び災害時住民支えあい台帳（マップ）の作成及び更新を支援する必要があります。 【総務課、住民課】
- 一次避難所の開設運営を円滑に行うため、自主防災組織による継続した一次避難所開設運営訓練を実施し、円滑に活動できる体制の充実を図ります。 【住民課】

- 今後予想される大規模自然災害を踏まえ、自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定先と日頃から連絡体制の再確認など連携を深め災害時支援が速やかに受けられるよう連携強化に努めます。また、必要に応じ新たな協定締結先を増やす検討を進めます。 【全課】
- 感染症対策としての分散避難方法として、宿泊施設や既存公共施設の検討を進め、災害弱者等避難される方に対応した施設改修を図ります。また、民間施設等と連携し避難施設を増やすなど連携強化を図ります。 【全課】
- 災害時にボランティアの力が生かされるよう、連絡体制や情報提供体制を整えるなど連携強化を図ります。 【住民課】
- 災害時に救援物資の受入れや配送をスムーズにするため、大型トラックの出入りやフォークリフトなどの使用可能な物資集積所や配送方法について民間活用も視野に検討を行います。 【総務課、住民課】

(2) 住宅・環境（地域）

- 住宅・建築物の耐震診断や耐震改修を一層促進するため、補助制度等の積極的なPRを行います。 【振興課】
- 近年の豪雨状況や過去の災害状況等より明らかとなった、氾濫危険水系及び危険箇所の改修について、関係機関と連携し整備促進を図ります。 【振興課】
- 自主防災組織と連携し危険箇所や危険情報の共有を進めるとともに、速やかに情報伝達できるような体制を構築します。 【総務課、村づくり推進課、振興課】
- 土砂災害や洪水については、避難勧告、避難指示等の発令基準をより明確にし、災害発生が予想される際の避難行動等についても毎年周知を行うなど、防災意識の醸成を図ります。 【総務課、村づくり推進課、振興課】
- 災害発生時の、医療施設、避難所、公共施設への給水計画を計画的に進めるとともに、基幹上下水道施設の非常時電源確保について、関係機関と連携を進め優先的電源確保に努めます。 【振興課】
- 大規模災害時の被害を抑制するため、住宅地の公園や避難経路となる道路網の整備を進めます。 【振興課、住民課】
- 災害発生時等非常時には「自助」、「共助」、「公助」により対応することが必要です。自主防災組織による一次避難所運営が出来るよう、防災マップや避難所運営

マニュアルの更新とともに、訓練実施など活動支援体制を進める必要があります。
また、災害時住民支えあい台帳（マップ）の更新を支援する必要があります。

【総務課、住民課】

（３）健康・医療・福祉

○避難行動要支援者名簿について、事前に同意を得て災害時に支援者が速やかに支援できる体制整備を図ります。 【住民課】

○災害時被災者のトリアージ、応急措置、傷病者の搬送等が速やかに出来るよう、ペア病院や松本広域救急・災害医療協議会などとの連携を図ります。 【住民課】

○災害時に、避難所での生活困難者や医療支援が必要な災害時要援護者の福祉避難所整備や運営体制・備蓄整備を進めるとともに移送体制整備を進めます。

【住民課】

○災害時に拠点医療施設への交通機能を確保するため、幹線道路整備、橋梁等の長寿命化改修を計画的に進めます。 【振興課】

（４）道路・交通・土地利用

○災害時には、村外からの物資供給が長期間停止し孤立する可能性があるため、国道403号や県道整備、長野自動車道麻績インターチェンジ周辺整備を国・県とともに促進を図ります。 【振興課】

○村内は、道路幅員が狭く、災害時に緊急輸送路となる道路の確保が困難であり、災害対策本部から各集落へ通ずる基幹村道の整備や集落内村道の整備を推進します。 【振興課】

○災害時に建築物が倒壊した場合に、道路の過半を閉塞する恐れがあり、通行障害となる既存耐震不適格建築物の調査を行い、該当建築物の抽出を進めます。

【振興課】

○道路を含むライフラインの断絶を未然に防止するため、道路沿いの樹木について計画的に伐採整理を進めます。 【振興課】

○大規模災害が発生した際の復旧や復興を迅速に行うために、土地の境界を明確にする地籍調査の推進を図ります。 【振興課】

(5) 経済

○災害時には、村外からの物資供給が長期間停止し孤立する可能性があるため、国道403号や県道整備を国・県とともに促進を図ります。また、長野自動車道麻績インターチェンジを拠点とした、国県道や基幹村道を含めた道路交通ネットワークを確立し、災害時緊急輸送路としての機能が確保できるよう整備の促進を図ります。 【振興課】

○築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池について、一斉点検結果に基づき対策を実施します。特に下流に与える影響が極めて大きい農業用ため池については、国、県と連携し、ため池の緊急の耐震補強を進めます。 【振興課】

(6) 教育・文化

○一次避難所となっている主要公民館21館中18館が耐震化済となっており、3館について計画的に耐震化改修工事を進めます。 【振興課、教育委員会】

○災害時に二次避難所となる社会教育施設や小中学校体育館の防災機能を高めるため、非常用電源整備とコンセント、空調設備、テレビ、電話配線、wi-fi環境などについて検討を進めます。また、感染症対策として分散避難を考慮する必要があることから、体育館以外の学校施設や既存教育施設についても検討を進めます。 【総務課、住民課、教育委員会】

○災害から子どもたちを守るため、保育園、小中学校施設の点検、施設改修を進めます。また、通学路の安全点検を行うなど通園学時の安全確保を図ります。 【教育委員会】

○小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。 【教育委員会】

○村内の貴重な文化財について、後世に引き継ぐとともに、訪れる観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業などを検討します。 【教育委員会】

2 横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

- 減災を推進するため、住宅・建築物耐震改修促進事業の積極的な周知を進め、耐震改修を促進するとともに、村民に災害に関する情報を積極的に提供し共有することにより、防災に対する意識の向上を図ります。また、災害時の倒壊危険建物を把握し、倒壊による道路閉塞による交通障害危険箇所を事前に把握します。 【全課】
- 自主防災組織等の様々な組織と連携し、日頃からの広報や講座の開催及び訓練等を通じて、家庭での備蓄や互いの助け合い、災害時の避難体制や避難所運営など、「自助」、「共助」、「公助」による防災・減災の取組みを一層推進します。 【全課】
- 小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう進めます。(再掲) 【教育委員会】
- 国、県、防災関係機関及び災害協定を締結している様々な団体等と、日頃から情報交換や情報共有を行う機会を設け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう取組みを進めます。 【全課】

(2) 老朽化対策

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理、維持に努め、安全性の確保や維持補修コストの平準化を進める必要があります。 【全課】
- 主要幹線村道路網を確保するため、長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁等の道路構造物の修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保できるよう推進します。 【振興課】
- 上下水道施設については、災害時に機能が失われると住民生活に大きな影響を与えるため、必要な施設の耐震化や改修・改築等を効率的に進めるなど適正な維持管理を実施していく必要があります。
また、基幹上下水道施設の非常時電源確保については、改修を検討するとともに関係機関と連携を進め優先的電源確保を進める必要があります。 【振興課】
- 老朽化した農業用排水路の整備と、流量に応じた適正な断面確保の整備等により、農地及び周辺地域の洪水被害を防止する必要があります。 【振興課】

第8章 推進施策と重点化

1 各推進施策と重点化

推進施策は24の「最悪の事態」を回避するための個別施策を横断的な施策分として整理したもので、「最悪の事態」は、大規模災害により生じかねない具体の事象です。各課が連携して施策を推進していくことが重要です。

2 推進施策の重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本計画では「最悪の事態」を回避するため施策の重点化を図ることとし、影響の大きさと緊急度の観点から、進捗状況、各課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、施策の推進に努めることとします。

3 推進施策の留意点

推進施策は、各課横断的に目標を達成するための施策等であり、いずれも一つの枠組みの中で実現できるものではありません。このため、関係する各課において推進体制を構築し、データを共有するなど施策の連携を図ることとします。

また、計画の推進に当たっては、今後、個別施策の定量的な進捗目標を極力設定し、個別施策の進捗を把握することにより、進捗管理を行うこととします。

4 国、県、近隣自治体、民間事業者及び村民等との連携

国土強靱化を実効性のあるものとするため、本村のみならず国、県、近隣自治体、広域連合、民間事業者及び村民等を含め、関係者が連携して取り組む必要があります。

公共事業だけでなく、住民との協働による強靱化への取り組みなど、すべての分野の人々が連携することによって、大規模自然災害等に強い安心・安全な地域づくりを推進しなければなりません。

また、「第2期長野県強靱化計画」との連携を図ることとします。

【別紙1】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生						
<p>○住宅の耐震化に向け、耐震診断及び耐震改修を推進してきましたが、ここ数年利用実績が減少しています。今後も、耐震改修を促進するため補助制度等の積極的なPRを進める必要があります。(振興課)</p> <p>○建物やブロック塀等が倒壊した場合、通行の支障となる既存耐震不適格建築物調査を行い、該当建物の抽出を進める必要があります。(振興課)</p> <p>○村内の空き家が年々増加しており、災害時に支障となる場合が想定されることから、村内の空き家状況調査を補完し、災害時に支障となる建物の抽出・所有者の把握を事前に行い、大規模災害に備える必要があります。(村づくり推進課、振興課)</p> <p>○防災機能を高めるため、県や関係団体等と連携しつつ住宅地の公園や道路網整備を推進する必要があります。(振興課)</p> <p>○消防団員確保が難しいことから、引き続き工夫をしながら新規消防団員の確保に努めるとともに、消防施設及び消防車両・設備の充実を引き続き進める必要があります。(総務課)</p> <p>○大規模災害時には、自主防災組織による自助・共助による体制構築が重要です。訓練等の活動を通じて防災意識の向上に努めるとともに、活動しやすいよう支援を行います。(総務課)</p> <p>○大規模災害時には、感染症対策も含め分散避難を進める必要があることから、分散避難施設の確保及び施設整備を進める必要があります。(全課)</p> <p>○JR 聖高原駅、村営バス休憩所、駅前駐車場・駐輪場等について、利用者の安全確保のため、JR 東日本や県と連携しながら、防災拠点化及びバリアフリー化を促進する必要があります。(総務課)</p> <p>○村民の避難施設となる公共施設の内、学校、社会教育・体育施設は耐震化が完了していますが、指定避難所の内、一次避難所となる地区主要公民館の耐震改修を進める必要があります。(教育委員会)</p>						
【現状指標】						
<table border="0"> <tr> <td>庁舎耐震化</td> <td>整備済 (H6年建設)</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の耐震化率 (総務課、住民課、教育委員会)</td> <td>69% (18/26) (R1)</td> </tr> <tr> <td>消防車両の更新、消防団装備品の整備</td> <td>消防車両更新 75% (3/12) (R1)</td> </tr> </table>	庁舎耐震化	整備済 (H6年建設)	指定避難所の耐震化率 (総務課、住民課、教育委員会)	69% (18/26) (R1)	消防車両の更新、消防団装備品の整備	消防車両更新 75% (3/12) (R1)
庁舎耐震化	整備済 (H6年建設)					
指定避難所の耐震化率 (総務課、住民課、教育委員会)	69% (18/26) (R1)					
消防車両の更新、消防団装備品の整備	消防車両更新 75% (3/12) (R1)					

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 村民の避難施設となる公共施設の内、学校、社会教育・体育施設は耐震化が完了していますが、指定避難所の内一次避難所となる地区主要公民館の耐震改修を進める必要があります。(再掲) (教育委員会)
- JR 聖高原駅、村営バス休憩所、駅前駐車場・駐輪場等について、利用者の安全確保のため JR 東日本や県と連携しながら、防災拠点化及びバリアフリー化を促進する必要があります。(再掲) (総務課)
- 老朽化した社会福祉施設を新たに整備し、村民が安心・安全に集える場を整備する必要があります。(住民課)
- 小中学校施設については、耐震化が完了していますが、窓ガラスの飛散防止対策などについても計画に基づき対策を進める必要があります。(教育委員会)

【現状指標】

指定避難所の耐震化率 (総務課、住民課、教育委員会 (再掲))	69% (18/26) (R1)
村有施設の耐震化状況	
・小中学校、保育園	100% (R1)
・地区公民館	85% (18/21) (R1)
・体育館	100% (R1)
・社会福祉施設 (企業センター、山ぼうし、福祉センター、みづき)	50% (2/4) (R1)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅等の浸水

- 洪水ハザードマップを掲載した防災マップは、全戸に配布されていますが、防災マップの更新とともに、村民に防災マップの確認や災害時の避難方法などについて自主防災組織と連携しながら周知を図ることが必要です。(総務課、振興課)
- 浸水想定区域の想定については、現在「麻績川」のみ記載されていますが、他の県管理河川についても県と連携しながら浸水想定区域の想定を進めます。(振興課)
- 令和元年台風19号災害により、堤防決壊や堤防からの越水、橋梁崩落や橋梁への越水などが発生しています。過去の災害状況を踏まえ、県と連携を図りながら引き続き整備促進を図る必要があります。(振興課)
- ため池については防災重点ため池についてハザードマップを作成し、村民に周知を図る必要があります。(振興課)

○水路やため池等農業水利施設の点検と耐震化、老朽化改修等のハード対策の実施とともに、管理体制の強化や地域防災情報の共有、防災意識の向上等ソフト対策も進める必要があります。 (振興課)	
【現状指標】	
防災マップ更新、配布 (総務課)	更新配布済 (R 2)
ため池ハザードマップ作成、公表 (振興課)	公表済 (R 2)

1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生	
○土砂災害防止法に基づき、県により土砂災害警戒区域をすでに指定されており、防災マップの更新とともに、村民に防災マップを配布し、マップの確認や災害時の避難方法などについて自主防災組織と連携しながら周知を図る必要があります。(再掲) (総務課、振興課)	
○避難情報等の発令基準を明確にし、速やかに情報伝達できるよう情報伝達体制を整備する必要があります。 (総務課、村づくり推進課)	
【現状指標】	
防災マップ更新、配布(再掲) (総務課)	更新配布済 (R 2)

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
○防災行政無線 (同報系) を活用し、村民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの継続性の確保、強化を進める必要があります。 (総務課)	
○防災行政無線 (移動系) を活用し、迅速な情報収集や村民との連絡体制を図るため、通信システムを整備し、強化を進める必要があります。 (総務課)	
○日頃から、村民に対し避難情報等の内容を十分に広報するとともに、自主防災組織が情報伝達体制を構築し、適切な避難行動がとれるよう周知を進める必要があります。 (総務課、住民課)	
○防災行政無線及び衛星電話により、非常時にも通信が行えるよう、日頃から実践的な訓練を継続して行う必要があります。 (総務課)	
○メール配信、Jアラートの自動起動装置の整備等、災害時の情報提供方法の多様化を進めています。 (総務課)	
【現状指標】	
防災行政無線整備	同報系 整備済み (各戸受信機 1,270 台、屋外子局 31 局) 移動系 整備済み 71 台 (統制局設備、中継局設備、半固定 9 台、車載 33 台、携帯 29 台)

新спリアス対応	同報系	対応済み
	移動系	中継局、移動局、半固定、改修予定
		R4.11 まで
災害時住民支えあい台帳整備（マップ）		72%（R1）

**（２）大規模自然災害発生直後から救助・救援・医療活動等が迅速に行われる。
（それがなされない場合の必要な対応を含む）**

2-1 災害弱者への支援遅延による死傷者の発生	
○避難行動要支援者名簿を作成して、災害時に支援者が速やかに支援できる体制を整備する必要があります。	（住民課）
○福祉避難所設備のバリアフリー化を図り、要配慮者の様々なニーズに備える必要があります。	（住民課）
○災害時に避難所での生活困難者など、医療支援が必要な要配慮者を収容できる福祉避難所への移送体制を検討する必要があります。	（住民課）
【現状指標】	
避難行動要支援者名簿の作成	作成済み（H28）
福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	策定中（R2）

2-2 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
○災害時には、村外からの物資供給が長期間停止や孤立する地区が発生する可能性があるため、国道403号の整備や県道整備を、国・県と連携を進めながら促進する必要があります。	（振興課）
○災害時には、長野自動車道安曇野インターチェンジから更埴インターチェンジ区間が一体的に閉鎖されるため、災害時の緊急輸送路及び傷病人緊急搬送路としての機能が確保できるよう、代替え道路整備の推進が必要です。	
特に災害等による長野自動車道路閉鎖時には、国道403号千曲市-安曇野市区間は、2次災害や交通障害が度々発生しており、輸送及び救急搬送への支障が予想されるため国・県と連携を進めながら促進する必要があります。	（振興課）
○村内には、道路幅員が狭い道路が多く、災害時に緊急輸送路となる道路の確保が困難な状況であり、災害時の交通ネットワークとしての幹線村道の整備を推進する必要があります。緊急車両が侵入できない集落への村道整備を推進する必要があります。	（振興課）

- 道路交通ネットワークとして主要な幹線道路網を確保するため、道路の重要構造物である橋梁について、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要があります。（振興課）
- 避難所の環境を整備するため、非常用小型発電機の配備や仮設トイレ対策を進めるほか非常用携帯トイレや女性や子どもなどの災害時要援護者に配慮し、分散避難も想定した物資の備蓄を進める必要があります。（総務課、住民課）
- 家庭で食料等の備蓄を進めるため、あらゆる機会を通じて、3日分の食料や水、生活用品等の備蓄を呼びかけ、家庭での備蓄を進める必要があります。（総務課、住民課、村づくり推進課）
- 防災倉庫3拠点で災害備蓄等を行っていますが、災害発生時に速やかに活用するため、防災倉庫の整備を検討する必要があります。（総務課、住民課）
- 災害時に救援物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、大型トラックの出入りや、フォークリフトの使用が可能な物資集積所を設ける必要があります。また、受入れや配送についても検討を行う必要があります。（総務課、住民課）
- 災害時に避難所となる社会教育施設や小中学校の体育館の防災機能を高めるため、非常用電源設備の整備を進める必要があります。（住民課、教育委員会）
- 避難所の運営を円滑に行うためには、住民の協力が不可欠なため、住民代表を含めて避難所ごとの運営組織の構築を進め、避難所運営訓練等を推進する必要があります。（住民課）
- 自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定、災害時要援護者に関わる福祉避難所の協定など、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。（総務課、住民課、振興課）
- 災害協定等を締結している自治体や事業者とは、日頃から連絡を取り合うなど連携を深め、災害時に支援が速やかに行われるよう努める必要があります。（総務課、住民課、振興課）
- 災害時にボランティアセンターとなる社会福祉協議会と連携し、連絡体制や情報提供体制を整えるなど、ボランティアの力が生かせるようにする必要があります。（住民課）

【現状指標】

避難所へ非常用電源の配備率	一次避難所	100%（R1）
災害時応援協定の締結数		29協定（R2）

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立集落の発生に備え、通信手段の確保、救出・救助体制の確認、関係機関の連携など対応能力の向上を図る必要があります。(総務課、住民課)
- 道路交通ネットワークとしての主要な村道の幹線道路網を確保するため、道路の重要構造物である橋梁については、長寿命化計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の安全性を確保する必要があります。(振興課)
- 災害時住民支えあい台帳(マップ)整備を進めていますが、事前に情報共有できる体制を構築し、災害時に速やかに支援できる体制整備が必要です。(住民課)
- 道路交通及びライフライン保全のため、道路沿いの樹木については計画的な伐採整理が必要です。(振興課)

【現状指標】

災害時住民支えあい台帳(マップ)整備	72%(R1)(再掲)
災害時医療救護所の訓練	1回/年(R1)

2-4 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救援活動の絶対的不足

- 災害時の受援計画策定を進め関係機関の援助を受けられる体制整備を進める必要があります。(総務課)
- 消防団員確保に努めるとともに、資器材などの整備更新を進め、機能強化を図る必要があります。(総務課)
- 地域ごとに自主防災組織を中心に訓練を行い、地域防災力の充実・強化を図る必要があります。(総務課、住民課)

【現状指標】

受援計画の策定	策定済み(R2)
自主防災組織	96%(23/24)(R2)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模災害が発生した際には、松本広域圏 災害時医療連携指針に基づき「大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定」により医療救護活動を行うこととしています。災害時に医療救護所を速やかに設置・運営するため、ペア病院や松本広域圏救急災害医療協議会等の関係機関や村民と連携した訓練を継続して行う必要があります。(住民課)

○災害時に避難所での生活困難者など、医療支援が必要な要配慮者を収容できる福祉避難所への移送体制を検討する必要があります。（再掲）	（住民課）
○福祉避難所設備のバリアフリー化を図り、要配慮者の様々なニーズに備える必要があります。（再掲）	（住民課）
○大規模災害時に、交通の寸断により医療体制が麻痺することを防ぎ、救助活動・緊急物資等輸送ルートを確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路整備を進める必要があります。	（振興課）
【現状指標】	
災害時医療協定	協定済み（H25）
災害時医療救護所の訓練	1回/年（R1）（再掲）

2-6 被災地における疾病・感染症等の集団発生			
○避難所運営マニュアルの策定を進めるとともに、体調不良者の分散避難についても検討する必要があります。また、トイレ等衛生環境の維持体制についても整備する必要があります。（住民課）			
○感染症の発生及びまん延防止のため、県と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒など防疫体制を検討する必要があります。（住民課）			
【現状指標】			
避難所運営マニュアル			策定済み（R2）
衛生材料の備蓄	マスク	7,000枚（R2）	12,000枚（R6）
	アルコール	35本（R2）	60本（R6）
	携帯用トイレ	1,000個（R2）	65,000個（R6）
仮設トイレ賃貸協定			未協定

（3）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
○業務継続計画の策定を進め、職員災害対応マニュアル見直しを進めるなど、業務継続体制を強化していく必要があります。（総務課）			
○災害対応の拠点となる庁舎及び代替施設の地域交流センターの耐震化は実施されていますが、庁舎非常用電源の防水対策や代替施設の非常用電源整備、燃料備蓄を進める必要があります。（総務課、教育委員会）			

○災害時に、安否確認や罹災証明書交付等の災害応急対策や復旧対策に必要な住民情報等データの活用方法について検討する必要があります。（住民課）	
【現状指標】	
庁舎、地域交流センターの耐震化	耐震化済み
庁舎非常用電源整備	整備済み

（４）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
○庁舎非常用発電機の防水設備を整備し、非常時の電力を確保するとともに、本庁舎とサーバーのある（株）電算を結ぶデータ通信回線の複線化や緊急時の対応など、通信体制を確保し、災害時に住民情報の検索や庁内LANが確実に稼働できるようにする必要があります。（総務課、住民課）	
○配備されている防災行政無線機により、非常時にも通信が行えるよう、設備整備や実践的な訓練を継続して行う必要があります。（総務課）	
【現状指標】	
（株）電算との通信回線数	1回線
緊急時の対応マニュアル作成	未整備
防災行政無線機の主要施設への配備率	100%（R1）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
○メール配信、Jアラートの自動起動装置の整備及びLアラートの加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、村民へ情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線の整備を行う必要があります。（総務課）	
○災害時の情報手段として、二次避難所にwi-fi環境を整備する必要があります。（総務課、教育委員会）	
【現状指標】	
防災行政無線整備	同報系 整備済み（各戸受信機1,270台、屋外子局31局）
	移動系 整備済み71台（統制局設備、中継局設備、半固定9台、車載33台、携帯29台）（再掲）
	移動系 中継局、移動局、半固定、改修R4.11まで（再掲）

(5) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る。

5-1 簡易水道等の長期間にわたる供給停止	
<p>○地震発生時に水道施設への被害を最小限に抑え、被災した水道施設の復旧を迅速に行い、早期に水道水の供給が必要と考えられる医療施設、避難所、公的施設等への給水ルートを確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める必要があります。(振興課)</p> <p>○地震発生時に水道水を確保するため、自己水源施設、送水管、配水池など基幹施設の耐震化とともに非常時配水計画を検討する必要があります。(振興課)</p> <p>○災害時の給水に必要な電源確保については、電力供給会社と連携を進める必要があります。(振興課)</p>	
【現状指標】	
施設の耐震化状況	浄水施設耐震化率 75% (3/4) (R1)
	配水池耐震化計画 計画中
管路の耐震化状況	新設及び布設替時、耐震管を選定し施工
非常時配水計画	計画策定検討中

5-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
<p>○災害発生時の汚水処理機能の停止を防ぐため、必要な電源確保については、電力供給会社と連携を進める必要があります。(振興課)</p> <p>○汚水処理施設の長寿命化事業と整合を図りながら効率的に耐震化を進める必要があります。(振興課)</p> <p>○下水道管渠については、緊急度が高い重要な幹線管渠を優先して計画的な耐震化を進める必要があります。(振興課)</p>	
【現状指標】	
下水道処理施設の耐震化工事実施率	100% (R1)
各下水道区域内の幹線管渠耐震化率	100% (R1)

5-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
<p>○災害時には、村外からの物資供給が長期間停止や孤立する地区が発生する可能性があるため、国道403号の整備や県道整備を、国・県と連携を進めながら促進する必要があります。(振興課)</p>	

<p>○災害時には、長野自動車道安曇野インターチェンジから更埴インターチェンジ区間が一体的に閉鎖されるため、災害時の緊急輸送路及び傷病人緊急搬送路としての機能が確保できるよう、代替え道路整備の推進が必要です。</p> <p>特に災害等による長野自動車道路閉鎖時には、国道403号千曲市-安曇野市区間は、2次災害や交通障害が度々発生しており、輸送及び救急搬送への支障が予想されるため国・県と連携を進めながら促進する必要があります。 (振興課)</p>	
【現状指標】	
麻績村振興計画の幹線道路整備率	40% (R1) (再掲)
橋梁長寿命化修繕計画による修繕実施橋梁数	20橋 (R1) (再掲)

(6) 制御不能な二次災害を発生させない。

6-1 住宅地での大規模火災の発生	
<p>○消防団員の確保が難しい状況を踏まえ、新規消防団員の確保に努めるとともに、消防団施設及び消防車両・設備の充実を継続して進める必要があります。 (総務課)</p> <p>○自主防災組織の活動や訓練等を通じて村民の防災意識向上に努め、「自助」、「共助」、「公助」による体制を構築していく必要があります。 (総務課、住民課)</p> <p>○災害発生時も利用可能な消防水利の整備(耐震性貯水槽の設置)を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動を村民に啓発する必要があります。 (総務課、住民課、村づくり推進課)</p>	
【現状指標】	
消防団員数	135人 (R2)
消防車両・装備品の整備	消防車両更新(再掲) 75% (3/12) (R1)

6-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
<p>○倒壊した場合に道路の過半を閉塞するおそれがある通行の障害となる既存耐震不適格建築物について、今後調査を行い、該当建築物の抽出を進める必要があります。 (振興課)</p>	
【現状指標】	
建物倒壊による交通障害発生建物の抽出	未整備

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○災害廃棄物処理方法及び処理体制の検討を行う必要があります。(住民課)
	【現状指標】
	災害廃棄物処理計画の策定 策定済み (R1)

6-4	道路等基幹インフラ災害等の復旧・復興を担う体制の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○倒壊した場合に道路の過半を閉塞するおそれがある通行の障害となる既存耐震不適格建築物について、今後調査を行い、該当建築物の抽出を進める必要があります。(振興課)
	【現状指標】
	建物倒壊による交通障害発生建物の抽出 未整備 (再掲)

6-5	農業用排水路、ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	○築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池等農業水利施設について、一斉点検の結果に基づき対策を実施する必要があります。(振興課)
	○下流域に極めて影響が大きい農業用ため池等農業水利施設については、国、県の補助制度等を活用し、施設管理者の負担軽減を図りながら、ため池の緊急の耐震補強及び農業用排水路の整備を進める必要があります。(振興課)
	○貯水量の大きいため池については、監視システムを導入し、監視を行い緊急時に即時対応を可能とするため備える必要があります。(振興課)
	【現状指標】
	農業用ため池の点検・診断率 100% (H26完了)
	農業用排水路の点検、改修 L=6,935m (R1)

(7) 大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される

7-1	観光地等の被災による、観光客等の死傷者の発生
	○貴重な文化財として後世に引き継ぐとともに、訪れる大勢の観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業などを進める必要があります。(教育委員会)

<p>○シェーンガルテンおみや聖レイクサイド館等の観光施設について、災害時の分散避難にも対応できるようバリアフリー化等改修事業の必要があります。 (観光課)</p> <p>○来館者の安全確保を図るため、聖博物館や信濃観月苑の耐震化を含めた施設整備事業を進める必要があります。 (観光課)</p> <p>○聖高原を訪れる観光客や別荘滞在者の避難所として活用できるよう、聖体育館の耐震化を含む施設整備事業を進める必要があります。 (観光課)</p> <p>○リフト運行中の災害に対して観光客の安全確保を図るため、索道施設の長寿命化対策を含めた施設整備事業の必要があります。 (観光課)</p> <p>○村に帰属した別荘等の宿泊施設のうち老朽化したものについて、震災時に倒壊し二次被害を招く恐れのあるものについては、利用状況等を勘案する中で改修あるいは解体撤去を検討する必要があります。 (観光課)</p>	
【現状指標】	
シェーンガルテンおみエレベーター整備	未整備
信濃観月苑、聖博物館、聖体育館耐震化	未整備
索道施設改修	未整備

7-2 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災	
<p>○貴重な文化財として後世に引き継ぐため、文化的価値を損なわないよう留意し、防災対策耐震補強、防火対策 等) などを進める必要があります。 (教育委員会)</p>	
【現状指標】	
麻績神明宮	耐震補強済み

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 個別施策分野

(1) 行政機能（消防・防災）

- 業務継続計画を作成し、訓練を実施するなど体制整備、計画・マニュアルの見直しを行い、非常時の業務継続体制を強化していく必要があります。
- 災害対応の拠点となる役場庁舎非常用発電設備の防災対策整備や代替え施設となる地域交流センターの非常用電源設備整備を進める必要があります。
- 安否確認や罹災証明書交付等の災害応急対策、復旧対策に必要な住民情報等のバックアップは業務委託していますが、非常時のシステム稼働方法を委託業者と連携し、今後も活用できる体制整備を進める必要があります。
- 村民への情報伝達手段確保のため、移動系防災行政無線の更新や多様な情報発信の検討を行うとともに、村民が災害時に適切な避難行動がとれるよう広報の方法や訓練を充実する必要があります。
- 消防団員の確保に努めるとともに、消防車両の充実を図る必要があります。
- 村民が避難しやすい環境を整備するため、一次避難所として地区公民館21か所を新たに加え、非常用小型発電機の配備などを進めてきました。今後は訓練や広報などを通じ避難所として運営できる体制を充実する必要があります。
- 災害発生時等非常時には「自助」、「共助」、「公助」により対応することが必要です。自主防災組織による一次避難所運営が出来るよう体制構築を進めるため、訓練の実施や活動支援体制を進める必要があります。

また、災害時住民支えあい台帳（マップ）の作成及び更新を支援する必要があります。
- 一次避難所の開設運営を円滑に行うため、自主防災組織による一次避難所開設・運営を進め、令和2年度に避難所開設訓練を行いました。継続した訓練を実施し円滑な開設運営ができる体制の充実を進める必要があります。
- 自治体間の相互応援協定や食料・物資の供給に関する協定などを進めていますが、今後予想される大規模自然災害を踏まえ、日頃から協定先との連絡体制の再確認など連携を深め災害時支援が速やかに受けられるようにする必要があります。

また、必要に応じ新たな協定締結先を増やす検討も進める必要があります。

- 感染症対策として分散避難を考慮する必要があることから、宿泊施設や既存公共施設の検討を進め、災害弱者等避難される方に対応した施設改修を進める必要があります。また、民間施設等と連携し避難施設を増やすことも必要です。
- 災害時にボランティアの力が活かせるよう、関係機関と連携し、連絡体制や情報提供体制を整える必要があります。
- 災害時に救援物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、大型トラックの出入りやフォークリフトの使用が可能な物資集積所や配送方法について民間活用も視野に検討するとともに、対応手順の確認や訓練を行う必要があります。

(2) 住宅・環境（地域）

- 住宅・建築物の耐震診断や耐震改修が進んでいないため、一層促進する取り組みや、補助制度等の積極的なPRを行う必要があります。
- 近年の豪雨状況や過去の災害状況等により明らかとなった、氾濫危険水系及び危険箇所の改修を引き続き県に要請し、整備促進を図る必要があります。
- 土砂災害については、地域住民と連携し危険箇所や危険情報の共有を進めるとともに、速やかに情報が伝達できるよう、情報伝達体制を構築する必要があります。
- 土砂災害や洪水については、防災マップを全戸に配布していますが、避難勧告、避難指示等の発令基準をより明確にし、災害発生が予想される際の避難行動等についても毎年周知を行うなど、防災意識の醸成を図る必要があります。
- 災害発生時に、医療施設、避難所、公共施設への給水計画を計画的に進める必要があります。

また、基幹上下水道施設の非常時電源確保については、関係機関と連携を進め優先的電源確保を進める必要があります。

(3) 健康・医療・福祉

- 避難行動要支援者名簿の更新を行い、事前に同意を得て災害時に支援者が速やかに支援できる体制を整備していく必要があります。

- 災害時の医療救護活動については、被災者のトリアージ、応急措置、傷病者の搬送等が速やかに出来るよう、ペア病院や松本広域救急・災害医療協議会などと連携した訓練を継続して行う必要があります。
- 災害時に、避難所での生活困難者や医療支援が必要な災害時要援護者の福祉避難所への移送体制を検討する必要があります。
- 災害時に拠点医療施設への交通機能が確保できるよう、幹線道路を整備するとともに、橋梁等の長寿命化改修を計画的に進める必要があります。

(4) 道路・交通・土地利用

- 災害時には、村外からの物資供給が長期間停止し孤立する可能性があるため、国道403号や県道整備を国・県とともに促進する必要があります。
- 村内は、道路幅員が狭く、災害時に緊急輸送路となる道路の確保が困難であり、災害対策本部から各集落へ通ずる基幹村道の整備や集落内村道の整備を進める必要があります。
- 倒壊した場合に道路の過半を閉塞する恐れがあり通行害となる既存耐震不適格建築物の調査を行い、該当建築物の抽出を進める必要があります。
- 大規模災害が発生した際の復旧や復興を迅速に行うため、土地の境界を明確にする地籍調査を推進する必要があります。

(5) 経済

- 災害時には、村外からの物資供給が長期間停止し孤立する可能性があるため、国道403号や県道整備を国・県とともに促進する必要があります。また、長野自動車道麻績インターチェンジを拠点とした、国県道や基幹村道を含めた道路交通ネットワークを確立し、災害時緊急輸送路としての機能が確保できるよう整備の促進が必要です。
- 築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池について、一斉点検結果に基づき対策を実施します。
特に下流に与える影響が極めて大きい農業用ため池については、国・県と連携してため池の緊急の耐震補強を進める必要があります。

(6) 教育・文化

- 小中学校施設については耐震化が完了しています。また、一次避難所となっている主要公民館については、21館中18館が耐震化済となっており、3館については計画的に耐震化改修工事を進める必要があります。
- 感染症対策として分散避難を考慮する必要があることから、小中学校体育館以外の学校施設や既存教育施設についても検討を進める必要があります。
- 小中学校施設については、耐震化が完了していますが、窓ガラスの飛散防止対策などについても計画に基づき対策を進める必要があります。
- 災害時に二次避難所となる社会教育施設や小中学校の防災機能を高めるため、非常用電源整備、情報収集設備整備（テレビ、電話配線、wi-fi等）、施設改修（照明、空調設備等）などについても検討を進める必要があります。
- 小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。
- 村内の貴重な文化財について、後世に引き継ぐとともに、訪れる観光客の安全を守るため、文化的価値を損なわないよう留意し、耐震化事業などを進める必要があります。

2 横断的施策分野

(1) リスクコミュニケーション

- 減災を推進するため、住宅・建築物耐震改修促進事業の積極的な周知を進め、耐震改修を一層促進するとともに、村民に災害に関する情報を積極的に提供し共有することにより、防災に対する意識の向上を図る必要があります。
- 自主防災組織等の様々な組織と連携し、日頃からの広報や講座の開催及び訓練等を通じて、家庭での備蓄や互いの助け合い、災害時の避難体制や避難所運営など、「自助」、「共助」、「公助」による防災・減災の取組みを一層推進していく必要があります。
- 小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げるなど、内容を工夫するとともに、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。

- 国、県、防災関係機関及び災害協定を締結している様々な団体等と、日頃から情報交換や情報共有を行う機会を設け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう取組みを進める必要があります。
- 老朽化した農業用排水路の整備と、流量に応じた適正な断面確保の整備により農地及び周辺地域の洪水被害を防ぐ取組みを進める必要があります。
- 農業用排水路・農業用ため池等の農業水利施設が被災すると、浸水等により住民生活や地域機能維持に大きな影響を与えるため、施設の耐震化改修・改築等を県・国と連携し、計画的に進め適正な維持管理を実施する必要があります。

(2) 老朽化対策

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理、維持に努め、安全性の確保や維持補修コストの平準化を進める必要があります。
- 特に指定避難所については、災害時に住民が安心・安全に避難できるよう、老朽化改修（破損箇所、トイレ、照明等）や空調整備を進める必要があります。
- 主要幹線村道路網を確保するため、長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁等の道路構造物の修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要があります。
- 上下水道施設については、災害時に機能が失われると住民生活に大きな影響を与えるため、必要な施設の耐震化や改修・改築等を効率的に進めるなど適正な維持管理を実施していく必要があります。

また、基幹上下水道施設の非常時電源確保については、改修を検討するとともに関係機関と連携を進め優先的電源確保を進める必要があります。
- 老朽化した農業用排水路の整備と、流量に応じた適正な断面確保の整備等により、農地及び周辺地域の洪水被害を防止する必要があります。